

平成29年 第1回
福岡県後期高齢者医療広域連合議会（定例会）

会議録【2月6日】

目 次

日時・場所	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	1
議事日程・会議に付した事件	1
開会・開議	2
日程第1 議席の指定	2
日程第2 会議録署名議員の指名	3
日程第3 諸般の報告	3
日程第4 会期の決定	3
日程第5 選挙第1号 副議長の選挙	3
日程第6 一般質問	4
日程第7 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて	
承認第1号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について	1 3
承認第2号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に 関する条例の一部改正について	1 3
日程第8 議案第1号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計補正予算案(第1号)	1 4
日程第9 議案第2号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合 一般会計予算案	1 5
日程第10 議案第3号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会計予算案	1 5
日程第11 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に 関する条例の一部改正について	1 8
日程第12 請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を 求める等の請願書	1 9
請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願書	1 9
請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願書	1 9
請願第4号 後期高齢者医療制度に関する請願	1 9
請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を 求める等の請願書	1 9
請願第6号 後期高齢者医療制度に関する請願書	1 9
閉会	2 5
会議録署名	2 6

日時・場所

平成29年2月6日(月) 午後2時00分
ホテルレガロ福岡 3階レガロホール(A)
(福岡市博多区千代一丁目20番31号)

出席議員(23名)

1番 田中 元	9番 鯉川 信二	24番 井上 健作
2番 中村 義雄	10番 二場 公人	25番 三呂 良人
3番 渡辺 徹	12番 倉重 良一	26番 長崎 武利
4番 今林 ひであき	16番 金堂 清之	27番 古野 修
5番 中山 郁美	17番 井本 宗司	28番 井上 利一
6番 山口 剛司	18番 北崎 正則	29番 田頭 喜久己
7番 中尾 昌弘	20番 有吉 哲信	32番 春本 武男
8番 森 多三郎	23番 月形 祐二	

欠席議員(10名)

11番 中村 征一	19番 小山 達生	31番 渡邊 元喜
13番 田中 純	21番 森田 俊介	33番 ・富 壽一郎
14番 松下 俊男	22番 西原 親	
15番 藤田 陽三	30番 安丸 国勝	

説明員

広域連合長 井上 澄和、副広域連合長 永原 譲二、事務局長 八尋 一成、
会計管理者 柚木 泰、事務局次長 福永 たつ子、総務課長 岩隈 和則、
企画財政担当課長 結城 康之、事業課長 中原 一雄、
資格保険料担当課長 内屋敷 真

議事補助員

書記 稲田 佳代子、書記 大園 高弘

議事日程・会議に付した事件

日程第1	議席の指定
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	諸般の報告
日程第4	会期の決定
日程第5	選挙第1号 副議長の選挙

日程第6	一般質問	
日程第7	専決処分の報告及び議会に承認を求めることについて	
	承認第1号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
	承認第2号	福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第1号	平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）
日程第9	議案第2号	平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案
日程第10	議案第3号	平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案
日程第11	議案第4号	福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第12	請願第1号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める等の請願書
	請願第2号	後期高齢者医療制度に関する請願書
	請願第3号	後期高齢者医療制度に関する請願書
	請願第4号	後期高齢者医療制度に関する請願
	請願第5号	後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める等の請願書
	請願第6号	後期高齢者医療制度に関する請願書

■開会・開議（午後2時00分）

議長（古野 修）皆さん、こんにちは。議長の古野でございます。

ただいまから、平成29年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員数は、22名です。議員定数は34名で、定足数は17名です。

よって、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

（最終出席者：23名）

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

■日程第1 議席の指定

議長（古野 修）日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、現在御着席の席をもって議席といたします。

■日程第2 会議録署名議員の指名

議長（古野 修）日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、5番、中山郁美議員、32番、春本武男議員を指名いたします。

■日程第3 諸般の報告

議長（古野 修）次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

まず、議員異動の報告です。今回、新たに当選をされました方は、お手元に配布しております「議員異動報告書」のとおりです。

次に、例月出納検査結果報告です。監査委員からお手元に配付のとおり、「平成28年6月から平成28年11月までにおける例月出納検査の報告」がっております。

次に、本日、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長及び副広域連合長、その他の関係職員の出席を求めましたので、報告いたします。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

■日程第4 会期の決定

議長（古野 修）次に、日程第4「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定しました。

■日程第5 選挙第1号 副議長の選挙

議長（古野 修）次に、日程第5選挙第1号「副議長の選挙」です。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと存じます。これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）異議なしと認めます。よって、副議長選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

お諮りします。指名方法につきましては、議長において指名することとしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に、宗像市議会副議長であります、18番、北崎正則議員を指名いたします。

お諮りします。北崎正則議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(古野 修) 御異議なしと認めます。よって、北崎正則議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、北崎正則議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。事務局は、北崎議員に告知書をお渡しください。

議長(古野 修) 北崎副議長に、就任の御挨拶をお願いいたします。

副議長(北崎 正則) ただいま御推挙いただきました、宗像市の北崎でございます。

広域連合が担う高齢者の人たちの制度運用について、古野議長とともに、しっかりお支えし、円滑な運営を図って参りたいと思います。今後とも、各議員の皆様方の御支援、御指導をよろしくをお願いいたします。

簡単ではございますが、御挨拶に代えさせていただきます。

議長(古野 修) ありがとうございます。

次に、広域連合長から発言の申し出がっておりますので、これを許可します。

井上広域連合長。

広域連合長(井上 澄和) 皆さんこんにちは。広域連合長の井上でございます。

議員の皆さまにおかれましては、御多忙中にもかかわらず御参集いただきまして、誠にありがとうございます。広域連合議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に施行以来、9年目を迎えました。この間、大きな混乱もなく円滑な取組が出来ておりますのも、ひとえに、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様のお理解と御協力の賜物と、心から感謝申し上げます。

しかしながら、本県の後期高齢者一人当たりの医療費は、13年連続して全国で最も高い水準となっており、「健康づくり」、「医療費適正化」の推進など様々な課題もございます。こうした課題への対応を含めまして、被保険者の皆様が安心して必要な医療を受けることができるよう、引き続き、福岡県及び構成市町村と緊密に連携、協力しながら、円滑で安定的な制度運営に努めて参ります。

本日の定例会には「平成28年度 補正予算」及び「平成29年度 予算」に関する議案並びに条例改正議案など計4件を提出いたしております。後ほど、提案理由及び内容の説明をさせていただきますが、議員の皆さまにおかれましては、何卒、慎重なる御審議をいただき、各議案につきまして、満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

■ 日程第6 一般質問

議長(古野 修) 次に、日程第6「一般質問」を行います。

質問の回数は、会議規則第57条の規定により、同一議員につき3回までです。再質

問を行う際は、挙手をして「議長」とお呼びください。

また、質問の時間は、会議規則第50条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で、15分以内といたしますので、御了承ください。1分前に予鈴を鳴らします。

5番、中山 郁美議員。

5番（中山 郁美）皆様、こんにちは。日本共産党の福岡市議会議員の中山 郁美でございます。一般質問を行います。

開始から10年目を迎える後期高齢者医療制度は、高い保険料や窓口負担など、大きな問題を抱えたまま推移し、高齢者やその御家族にとって大変な負担となって参りました。しかし安倍政権は抜本的な手を打つことなく逆に社会保障費の自然増分の削減の手を緩めることなく強行し続け、本制度の被保険者においては医療、介護の負担増に加え、上がる物価や減らされる年金と何重もの苦しみにさらされています。

2年ごとに改定される保険料は今年度と来年度のいわゆる第5期分については、昨年、本議会において史上初めて引下げになったものの、引下げ幅は僅かにとどまり、まさに、焼石に水で、引き続き高齢者世帯にとって大きな負担となっております。そこで、保険料の問題、国が進める制度改悪並びに相談窓口と広報の充実について質問を行います。

まず、保険料についてです。今年度当初の保険料については、約130億円の剰余金を活用し均等割額は前期の5万6,584円から5万6,085円へと499円、所得割率は11.47%から11.17%へ0.3ポイントの引下げとなりました。新年度は更にこれから若干の変動があるようですが、被保険者の保険料負担は前期と比べてどうなるのか、単身世帯、夫婦世帯それぞれの収入モデルケースにおける保険料についてお尋ねいたします。

また、今回から新たに設けられる運営安定化基金に60億円弱が積み立てられるとのことですが、それはどのようにして生み出されたものなのかお尋ねいたします。あわせて、保険料の上昇抑制等のために県が設けている財政安定化基金へは新たにいくら拠出されるのか答弁を求めます。

次に、国が進めている制度改悪についてです。

まず、窓口負担についてです。元々70歳以上の医療費窓口負担は無料であり、医療の安心が保障されてきました。しかし、後期高齢者医療制度が導入され、1割負担が原則となり、現役並所得者には3割が押し付けられており、重い負担に耐えられず受診抑制さえ生みだしています。ところが安倍政権は社会保障費の自然増分の抑制路線を強め医療費の膨張を抑えるとして更なる窓口負担の引上げや高額療養費制度の負担上限の見直しさえ検討しています。そこで、国において検討されている具体的な内容についてお尋ねします。

2点目は保険料特例軽減についてです。後期高齢者医療制度が導入される際、列島騒然の怒りの世論に包囲された自公政権は、保険料の7割減額となる低所得者の保険料を

さらに引き下げて8.5割、9割減額とするなどの仕組みを作らざるを得なくなり、この特例軽減は今日まで継続されてきました。ところが、安倍内閣はこの特例軽減の縮小、廃止を新年度から強行しようとしております。その内容及び強行された場合の具体的な保険料引上げの状況及び影響人数について説明を求めます。

3点目は負担増の影響についてです。医療分野での保険料や窓口負担の増加は高齢者の生活を直撃しており、病院にかかりたくてもかかれない事態さえ生みだしております。さらにこれに加え介護分野でも保険料が上がり続け、逆に年金は減らされ続けることとなっており、どうやって生きていけばよいのかという悲鳴が上がっています。この状況に加えて窓口負担が増加すれば、いよいよ病院にかかりたくてもかかれない事態を広げることには必至であります。これは被保険者の医療を受ける権利そのものを奪うことにつながると思いますが御所見を伺います。

次に相談窓口や広報の充実についてです。

今日、一人暮らしの高齢者が増え続け、また重い負担に苦しむ方も増加しており、困った時に簡単に相談できる窓口の重要性が高まっております。私は、前回本議会において、生計困窮者などが活用できる無料低額診療についての広報を連合としても行うことを求め、「コールセンターでの関係機関の紹介やホームページ上の広報等について検討する」との答弁を頂きました。

そこで、保険料や医療費、医療機関等に関する情報を提供したり相談に対応したりする窓口の現状についてお尋ね致します。あわせて無料低額診療の紹介を追加する等、ホームページの充実についての進捗はどうなっているか、説明を求めます。

以上で1回目を終わり、2回目以降は自席にて行います。

事務局長（八尋 一成）議長。

議長（古野 修）八尋事務局長。

事務局長（八尋 一成）事務局長の八尋でございます。

まず、「年額保険料について前期からの引下げ、据置きの実態についてモデルケースごとにお示し願いたい」とのお尋ねについてお答えいたします。

平成29年度の年額保険料を前期の保険料と比較し、モデルケースごとにお示ししますと、「単身で年金収入78万円の方」の平成29年度保険料は、年間5,600円で前期と比べ50円の減。「単身で年金収入195万円の方」の平成29年度保険料は、年間6万5,570円で、前期と比べ、3,490円の減となります。

次に「夫の年金収入が222万円、妻の年金収入が78万円の御夫婦」の場合の平成29年度保険料は年間13万3,150円で前期16万7,950円と比べ3万4,800円の減。「夫の年金収入が266万円、妻の年金収入が78万円」の場合の平成29年度保険料は年間21万5,940円で前期23万9,330円に比べ2万3,390円の減となります。

次に、「新たな運営安定化基金への60億円弱の積立て理由について」お答えをいた

します。「福岡県後期高齢者医療広域連合運営安定化基金」につきましては、昨年7月の平成28年第2回定例会において、設置条例を可決いただき、今回の定例会において、約60億円の積立てを行う補正予算を上程させていただいております。この積立ての理由といたしましては、「後期高齢者医療に係る保険給付のための財源」、「保険料率改定の際の特定期間における保険料率の調整財源への充当」を目的とするものでございます。

次に、「第6期保険料算定に向けて、県の財政安定化基金への新たな拠出金はいくらと見込まれているか。」とのお尋ねにお答えをいたします。財政安定化基金は、福岡県に設置され、広域連合の保険給付費の増大や保険料の収入不足による財政不足等について、広域連合へ資金の貸付けや交付を行うことを本来の目的としております。第6期保険料率改定においては、被保険者数や給付費の動向を十分に勘案し、保険料の試算を行うこととしており、拠出金額についてはその中で判断して参ります。

次に、「医療費窓口負担及び高額療養費の制度見直しの内容」についてお答えをいたします。医療費窓口負担につきましては、現行では、現役並み所得区分の方は、3割、それ以外の方は1割負担となっております。昨年来、国の社会保障審議会において後期高齢者窓口負担の在り方について検討中であり、現時点で見直しの内容は決定されておりません。

次に、平成29年度における高額療養費の見直し内容につきましては、現役並み所得区分の方の外来における自己負担限度額を現行の4万4,400円から5万7,600円に引き上げ、また、一般区分の方の外来における自己負担限度額を現行1万2,000円から1万4,000円に引き上げる一方で、長期療養されている方の負担が増えないよう自己負担の年間上限額14万4,000円を新設しております。また、低所得者への配慮から、非課税世帯の方への限度額見直しは行われておりませんので、本広域連合の被保険者の約45.5%は負担が据置きとなります。

次に、「保険料軽減特例の廃止、縮小の内容と実施された場合の具体的保険料引上げ内容及び影響人数」についてお答えをいたします。

平成29年度の見直しが実施された場合の具体的な保険料及び影響人数といたしましては、低所得者に対する均等割額の9割軽減及び8.5割軽減は当面据置きで対象者数は平成29年9月末の推計被保険者数65万8,225人のうち26万2,698人、全体の39.9%と見込んでおります。

元被扶養者に対する均等割額の軽減特例は、9割軽減から8.5割軽減になる方の保険料が1か月467円から701円になり、対象者数は1万3,625人、2.1%。また、9割軽減から7割軽減になる方は、1か月467円から1,402円になり、対象者数は2万7,448人、4.2%と見込んでおります。

低所得者に対する所得割額の5割軽減は2割軽減に縮小となり、その影響につきましては、所得により異なりますが、増額となる保険料総額を対象者数で割ったところ1人1か月あたり842円の増額となっており、この対象者数は6万5,757人、9.9%

と見込んでおります。

次に、「医療や年金、介護等にかかる一連の国の見直しは被保険者の医療を受ける権利を妨げるのではないか」とのお尋ねにお答えいたします。

今回の高齢者医療にかかる国の制度見直しについては、いずれも制度の持続可能性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平、負担能力に応じた負担という観点から見直しが行われたものであると認識しております。

見直し内容につきましては、今後、国をはじめ本広域連合や構成市町村の担当窓口などにおいて被保険者に御理解を求めていくこととなりますが、その中で、保険料や医療機関への支払いなどに関する御相談に丁寧に対応し、被保険者が必要な医療を受けることができるよう支援して参りたいと考えております。

私からは以上でございます。第3項目につきましては、事務局次長より答弁します。
議長（古野 修） 福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子） 事務局次長の福永でございます。私からは、「相談窓口、広報の充実について」お答えします。

まず、相談窓口については、県内全ての市（区）町村において「後期高齢者医療」担当窓口を設けて、保険料の納付相談や医療費支払手続など様々な相談に対応しており、本広域連合でも「お問い合わせセンター」を設置して被保険者からの問合せや相談に対応をいたしております。

また、ホームページの充実につきましては、現在、事務局内でリニューアルに向けた検討を進めているところでございます。なお、無料低額診療事業につきましては、昨年7月から本広域連合の「お問い合わせセンター」において、お問合せがあれば、お答えするようにしております。以上でございます。

5番（中山 郁美）議長。

議長（古野 修） 5番、中山郁美議員。

5番（中山 郁美） 2回目に入らせていただきます。

保険料については収入によって若干の引下げになる階層もあるものの、介護保険料等と合わせると重い負担となることに変わりないということが答弁で明らかになりました。福岡県の被保険者の直近の平均所得は73万円で都道府県中13位に対して、今期の保険料は均等割で引き続き全国一高く、所得割率では2位であり、一人当たり保険料額は6番目の高さとなっております。今期の安定化基金に積み立てる60億円分については、説明いただきましたが、色々言っても被保険者に賦課した保険料が多すぎて余った剰余金となったものです。本来これも速やかに被保険者に還元すべきものであり、保険料引下げに活用すれば更なる一定の引下げが実現できたものであります。そう考えれば、今回の引下げは極めて不十分であったと思っておりますが、御所見を求めます。

そもそも、今期の保険料算定に当たっては保険給付費見込みを立てる際に今年4月からの消費増税を前提とされ増税分65億円が上乘せされておりました。周知の通り消費増

税は先送りされており、この増税分は差し引いて計算し直さなければなりません。現在に至るもその再計算はされておらず、過大な徴収となるのは明らかであります。これは、保険料算定の原則を踏み破るものとなっており、再計算した上で保険料の下方修正をすべきではないかと思いますが、答弁を求めます。

次に、国が続けている制度改悪についてです。

高額療養費制度については例えば年収370万円の世帯においては外来で現在月額上限1万2,000円が5万7,600円と5倍近くへ引き上げられ、入院においても4万4,400円が5万7,600円と1万3,200円もの引上げになる。また、住民税非課税世帯においても外来において現行の8,000円を1万円から1万5,000円まで引き上げる案も検討されています。

さらに医療費窓口負担については、明確に答弁ありませんでしたけれども、現在の1割負担を2割へ引き上げることも2018年度末までに結論を出すとして、国で検討されています。さらに、制度実施以来継続されてきた保険料の特例軽減については国が進める廃止、縮小が段階的に行われれば、新年度は現在5割軽減の低所得者は2割軽減となり6万5,757人が年間約1万円もの増額になる。また、元被扶養者で9割軽減だった2万7,448人が7割軽減となり月額467円が1,402円となり年額で5,604円が1万6,824円と3倍以上、1万1,220円もの負担増になる等、10万6,830人もの方が引き上げられるということになります。

どの改悪も、高齢者の生活を直撃し大打撃を与えるものであり、絶対に容認できないものであります。そこで、これら一連の改悪メニューについてこの間広域連合として国にどのような意見を上げてきたのか、お尋ねいたします。

次に、相談窓口と広報についてです。無料低額診療の紹介、これはすでに始めているということですが、お問い合わせがあった場合ということですから、これは、残念ながらまだ不十分だと思います。ホームページに記載するなどの充実を図っていただきたい。

ホームページの改善を検討中との答弁を頂きましたが、ただ、^{もろ}縷々指摘してきましたように、多くの高齢者の生活実態が今大変厳しくなっており、保険料の支払いをはじめ、様々な困難や不安、お困り事が増大しています。その点では、多様な相談に対応でき、高齢者が気軽に安心して相談できる窓口体制を整える必要があります。ホームページの改善と併せ、相談窓口の体制充実を急ぎ実施すべきだと思いますが、答弁を求めて2回目の質問を終わります。

議長（古野 修）八尋事務局長。

事務局長（八尋 一成）まず、「今期の保険料については、不十分な引下げにとどまったのではないか」とのお尋ねにお答えをいたします。

第5期保険料率算定におきましては、第4期の保険財政剰余金約130億円を活用し、料率算定時で一人当たりの平均保険料を約2.8%、約2,211円の減とし、複数のモデルケースで、いずれも減額となっているところであります。また、平成28年度の

保険料本算定をいたしましたところ、平成28年度の1人あたり保険料は、保険料率算定時よりも、さらに1.8%、1,384円の減となっており、被保険者の負担軽減につながっていると考えております。

次に、「今期保険料は、再計算をした上で保険料の下方修正をすべきではないか」とのお尋ねについてお答えをいたします。

後期高齢者医療制度におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年を通じ、財政の均衡を保つことができるものでなければならない旨が規定されております。全国統一の制度といたしまして、保険料率を2年単位で設定することとなっており、本広域連合といたしましても、2か年の途中で保険料の上げ下げを行うことなく、安定した料率を維持していくべきものであると考えております。

次に、「国に対する要望」についてお答えします。47都道府県の後期高齢者医療広域連合で構成する全国後期高齢者医療広域連合協議会におきまして、毎年議論を行い、国への要望を行っております。

平成28年11月17日に厚生労働大臣へ要望した内容といたしましては、前回まで要望した「保険料軽減特例措置の現行制度の維持等」や「被保険者の保険料の急激な負担増加とならないような国による財政支援」に加え、「高額療養費制度及び窓口負担の見直しについては、低所得者に十分配慮するなど慎重に検討を行い、高齢者の受診行動に影響を与える制度改正は行わないこと」などでございます。私からは、以上でございます。

事務局次長（福永 たつ子）議長。

議長（古野 修）福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子）次に、「相談窓口、広報の充実について」お答えをいたします。

相談窓口につきましては、先ほど答弁いたしましたように、県内全ての市（区）町村において「後期高齢者医療」担当窓口を設けており、本広域連合でも「お問い合わせセンター」を設置しているところでございます。今後も、本広域連合と構成市町村とが連携して、被保険者や御家族の皆様からの御相談に丁寧に対応してまいります。

ホームページにつきましては、被保険者への情報提供の重要な手段の1つであり、また、制度の周知や本広域連合の運営について理解を得るうえで必要不可欠なツールであると認識しております。現在、事務局内でリニューアルに向けた検討を進めており、今回御審議をいただく平成29年度当初予算案に関連経費を計上させていただいております。今後とも、被保険者にとってより使いやすく、また、分かりやすい内容となるようホームページの改善に取り組んで参ります。以上でございます。

5番（中山 郁美）議長。

議長（古野 修）5番、中山郁美議員。

5番（中山 郁美）3回目に入ります。ホームページの改善については、先ほども求め

ましたように、無料低額診療については、一目見て、こういう制度があるということが分かるような記載を是非この機会に取り入れていただきたい。あわせて相談窓口の充実についても重ねて求めておきたいと思います。

保険料については、2年ごとの見直ししかできない。途中での引き下げは無理だという姿勢の答弁がありました。しかし、新たに積み立てる60億円の剰余金と新年度分の消費増税を見越した医療給付費分で生じるであろう剰余金も、被保険者に急ぎ還元すべきものであります。

私は前回本議会において、妻と二人暮らしで年金が137万円の方について後期高齢者保険料と介護保険料を合わせて26万円もの負担を強いられている実態を紹介しました。これはほんの一例であり、同様に苦しんでおられる方はたくさんおられます。このような声なき声に応え、一刻も早く負担を軽減することは広域連合あなた方の責任であります。したがって、新年度の保険料本体の引下げが困難というなら、被保険者全体に及ぶ緊急の独自減免を実施するなどして保険料を実質引き下げる手立てを取るべきだと思いますが、答弁を求めます。

県が管理しており、約62億円の残高がある財政安定化基金については、1回目の答弁で、新たな積増しの予定はされていないとのことでしたが、次期保険料の抜本的引下げを図ろうとすれば、これでは不十分です。「この基金は上昇抑制には使えるが保険料の引下げには使えない」という県の考え方を改めることを前提としながら、県が管理している財政安定化基金について、新たな積増しをするように求めるべきではありませんか。御所見を伺います。

国の一連の制度改悪について、特例軽減の廃止、縮小問題については連合協議会を通じて軽減措置の維持を求めてきたとのことですが、「もし縮小するならば激変緩和措置を図ること」という条件をつけて逃げ道を作っているではありませんか。こんな弱腰、様子見ではだめです。高齢者医療制度を規定した「高齢者の医療の確保法」には「後期高齢者に対する適切な医療の給付、国民保健の向上、高齢者の福祉の増進」がその目的として明確に描かれています。

安倍政権はあたかも社会保障費を抑制しなければ財源不足に陥るかのようなことを言っていますが、これは欺瞞です。行き過ぎた大企業減税を改め増税を増やし、9兆円もかかるリニア新幹線等、不要不急の大型開発を止めれば社会保障の充実財源はしっかり生み出すことができます。従って広域連合は、様子見の姿勢を改め、安倍政権が進める社会保障全般にわたる改悪、切捨てと、高齢者に対する負担増路線に対し撤回、中止するよう厳しく求めるべきだと思います。

議長（古野 修）質問時間が15分を経過しましたので、質問を終了してください。

5番（中山 郁美）責任ある答弁を求めて質問を終わります。ありがとうございました。

議長（古野 修）八尋事務局長。

事務局長（八尋 一成）まず、「過大な保険料の徴収は許されず、独自減免を含め保険

料引下げの手立てを図るべき」とのお尋ねについてお答えいたします。

繰り返しになりますが、保険料率は、平成28、29年度の2か年を通じて財政の均衡を保つよう設定しており、マイナス改定も行っていることから過大な保険料であるとの認識はございません。

独自の減免による保険料の引下げを行うことにつきましては、別途引下げのための財源が必要となってまいります。その場合、財源については新たに、被保険者からの保険料や構成市町村の一般財源からの負担を求めることになることから、極めて困難であると考えております。

また、福岡県の基金に対する拠出につきましては、繰り返しになりますが、料率算定に必要な保険給付費の動向や被保険者の推移を慎重に勘案して適切な保険料の設定に努めたいと考えており、拠出額につきましてはその中で判断して参ります。私からは、以上でございます。

議長（古野 修）井上広域連合長。

広域連合長（井上 澄和）広域連合長の井上でございます。「広域連合として見直しを撤回するよう国に厳しく求めるべきではないか」とのお尋ねにお答えします。

本広域連合におきましては、これまで数回にわたり、全国の広域連合と共同して、制度見直しに関する国への要望を行ってきたところであります。特に保険料軽減特例措置については「現行制度の維持。やむを得ず見直す場合にはきめ細かな激変緩和措置を講ずる」よう、強く求めて参りました。

今般の見直しにおいては、かねてより要望しておりました保険料軽減特例にかかる現行制度の維持は行われませんでした。見直しの内容は負担の据置きも含めて、対象者の絞り込みや段階的な負担額の設定など一定の激変緩和措置が講じられております。本広域連合といたしましては、被保険者間の負担の公平性や制度の持続可能性の確保を図る観点から受け入れざるを得ないと考えております。

また、高額療養費制度につきましても、低所得者に配慮した負担限度額の据置きを実施する一方で、負担が増える方に配慮した段階的な見直しとなっており、負担能力に応じた負担という観点で制度改正が行われたものと理解しております。

我が国の医療や社会保障制度は、超高齢社会の到来に加えて、制度を支える現役世代の長期的な減少が続く中で、「医療の確保」や「福祉の増進」を図っていくという困難な課題に直面していると認識いたしております。

本広域連合といたしましては、このような状況の中、持続可能な医療保険制度を確保し、被保険者一人ひとりが必要な医療を受けることが出来るよう、引き続き制度の円滑な運営に取り組むとともに、状況に応じて必要な改善を行うよう、国や関係機関への要望等を行って参りたいと考えております。以上でございます。

議長（古野 修）通告のございました質問は以上でありますので、これにて一般質問を終わります。

■ 日程第 7 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて

承認第 1 号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

承認第 2 号 福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議長(古野 修)次に、日程第 7 専決処分の報告及び議会の承認を求めることについて、承認第 1 号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」及び承認第 2 号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」について、その説明を求めます。

八尋事務局長。

事務局長(八尋 一成)まず、最初に訂正を申し上げます。議案書「専決処分、条例改正関係」において一部誤りがありましたので、机上に訂正文及び議案書を配付しております。承認第 1 号、第 2 号及び議案第 4 号につきましては、本日配付しております議案書を御覧ください。

御迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。

それでは、承認第 1 号を御説明いたします。議案書「専決処分、条例改正関係」の 1 ページをお願いいたします。

承認第 1 号は、「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」について、地方自治法の規定により、専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正されたことから、本条例においても、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について所要の改正を行ったものでございます。

同法の施行日が平成 29 年 1 月 1 日であることから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

2 ページは、専決処分書でございます。平成 28 年 12 月 26 日付けで専決処分させていただいております。

3 ページから 6 ページまでは、条例改正文及び新旧対照表でございます。なお、施行日は本年 1 月 1 日でございます。

つづきまして、承認第 2 号をご説明いたします。7 ページをお願いいたします。

承認第 2 号につきましても、前号と同様に地方自治法の規定により「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」について、専決処分いたしましたので、承認を求めるものでございます。

その理由でございますが、先ほどと同様に「地方公務員の育児休業等に関する法律」

及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が一部改正されたことから、本条例においても、育児休業の対象となる子の範囲について所要の改正を行ったものでございます。

同法の施行日が平成29年1月1日であることから、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分したものでございます。

8ページは、専決処分書でございます。平成28年12月26日付けで専決処分させていただいております。

9ページから15ページは、条例改正文及び新旧対照表でございます。なお、施行日は本年1月1日でございます。

以上、承認第1号及び承認第2号の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。議長（古野 修）承認第1号及び承認第2号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

まず、承認第1号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）御異議なしと認めます。よって、本件は原案の通り承認されました。

次に、承認第2号「福岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」について採決いたします。

お諮りします。本件を承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（古野 修）御異議なしと認めます。よって、本件は原案の通り承認されました。

■日程第8 議案第1号 平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）

議長（古野 修）次に、日程第8議案第1号「平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八尋事務局長。

事務局長（八尋 一成）議案第1号「平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計補正予算案（第1号）」について御説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に、それぞれ、157億5,860万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ、7,359億5,313万1,000円とするものでございます。

まず、歳入でございます。2ページを御覧ください。

2款1項「国庫負担金」を1億395万7,000円、3款1項「県負担金」を8,665万4,000円それぞれ増額いたします。これは、高額医療費国・県負担金の精算に伴うものでございます。

また、10款1項「繰越金」を155億6,799万2,000円増額いたします。これは、平成27年度からの繰越金を充当しております。

次に、歳出でございます。3ページをお願いいたします。

1款1項「総務管理費」を97億8,285万7,000円増額いたします。これは、平成27年度の給付実績等に基づく、国及び県への医療給付費等の負担金及び補助金の精算に伴う返還金でございます。

また、10款1項「基金積立金」を59億7,574万6,000円計上いたします。これは、平成27年度保険財政の決算額確定に伴い、昨年7月に設置いたしました「運営安定化基金」へ積み立てるものでございます。

なお詳細については、7ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

以上、簡単ではございますが、議案第1号「平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計補正予算案（第1号）」の説明を終わります。よろしく審議賜りますようお願いいたします。

議長（古野 修）議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより採決をいたします。

議案第1号「平成28年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算案（第1号）」を採決いたします。

お諮りします。本件を、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（古野 修）異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり 可決（承認）することに 賛成の議員は、起立願います。

（賛成多数）

議長（古野 修）ありがとうございました。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

■日程第9 議案第2号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合
一般会計予算案

■日程第10 議案第3号 平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算案

議長（古野 修）次に、日程第9議案第2号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」及び日程第10議案第3号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の2件を、一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八尋事務局長。

事務局長（八尋 一成）議案第2号、議案第3号「一般会計、特別会計当初予算」についてご説明いたします。

平成29年度当初予算の編成に当たりましては、後期高齢者医療制度の適正かつ円滑な運営を基本といたしまして、必要かつ適切な医療給付費等を計上するとともに、併せて医療費適正化等の推進や事務の改善、効率化を進め、保険財政の安定化、被保険者の健康長寿増進に取り組む予算としております。

始めに、議案第2号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」についてご説明申し上げます。議案書1ページをお願いいたします。

平成29年度の一般会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億3,978万4,000円でございます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。2ページをお願いいたします。

1款1項「負担金」は、市町村からの事務費負担金でございまして、3億2,128万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。3ページをお願いいたします。

1款1項の「議会費」は、議会運営に必要な経費で、112万8,000円を計上しております。

2款1項「総務管理費」は4億2,842万1,000円で、主な内容は、職員32名分の「職員給与関係費」や地方財政法の規定に基づき広域連合の財政の健全性を確保するための「財政調整基金積立金」等を計上しております。

なお、詳細につきましては7ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

続きまして、4ページをお願いします。「コールセンター運営委託料」の債務負担行為でございます。

この委託業務は、後期高齢者医療制度に対する被保険者からの各種問い合わせにきめ細かに対応し、円滑な事務処理及び継続的な効果を確保するため、5年間の長期契約とし、債務負担行為を設定するものでございます。なお、期間は、平成30年度から平成33年度までで、限度額は1億482万円でございます。

続きまして、議案第3号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療 特別会計予算案」を御説明いたします。33ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,410億7,126万2,000円でございます。平成28年度と比較いたしまして、208億7,673万4,000円、約2.9%増となっております。

始めに、歳入の主なものについて御説明いたします。34ページをお願いいたします。

1款1項「市町村負担金」は、事務の執行にかかる負担金、保険給付費の執行に充てるため市町村から受け入れる保険料等、療養給付費にかかる法定負担金の合計、1,260億7,142万9,000円を計上いたしております。

2款1項「国庫負担金」1,798億8,452万2,000円は、療養給付費及び高額医療費にかかる法定負担金でございます。

2款2項「国庫補助金」637億4,362万1,000円は、主に調整交付金でございます。

3款1項「県負担金」620億3,046万2,000円は、療養給付費及び高額医療費にかかる法定負担金でございます。

5款1項「支払基金交付金」3,017億3,339万円は、若人からの支援金である社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に歳出の主なものについて御説明いたします。35ページをお願いいたします。

1款1項「総務管理費」でございます。「総務管理費」は、保険給付や事務の執行にかかる経費で13億1,194万5,000円を計上いたしております。

主な内容でございます。

医療保険者として実施いたします「レセプト点検関係費」として2億7,722万5,000円を計上しております。

また、「電算関係費」として、標準システムの機器リース料や保守委託料などのシステム関連経費3億2,888万2,000円を計上しております。

さらに、「医療費適正化関係費」として「ジェネリック医薬品利用案内通知」、「重複・頻回受診者訪問指導事業」、「保健師雇用にかかる経費」等、8,798万8,000円を計上させていただいております。

2款「保険給付費」は1項「療養諸費」2項「高額療養費」等、総額7,390億8,618万5,000円を計上しております。

被保険者の増加や一人当たり給付費の伸びを見込み、前年度に比べ207億9,000万5,000円増としております。

5款「保健事業費」は、健康診査等に要する経費でございます。3億3,751万5,000円を計上させていただいております。

なお、詳細については、39ページ以降に事項別明細書を掲載しております。

以上、議案第2号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」及び、議案第3号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」の説明を終わります。

よろしく審議賜りますようお願いいたします。

議長（古野 修）議案第2号及び議案第3号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これより議案ごとに採決をいたします。

まず、議案第2号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案」を採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（古野 修）異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり 可決することに 賛成の議員は、起立願います。

（賛成多数）

議長（古野 修）ありがとうございました。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成29年度福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案」を採決いたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（古野 修）異議がありますので、起立によって採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成多数）

議長（古野 修）ありがとうございます。御着席ください。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

■日程第11 議案第4号 福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議長（古野 修）次に、日程第11 議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八尋事務局長。

事務局長（八尋 一成）それでは、議案第4号について 御説明をいたします。議案書「専決処分、条例改正関係」の16ページをお願いいたします。

議案第4号「福岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正」について御説明をいたします。

提案理由でございますが、後期高齢者医療制度発足時における激変緩和措置として国により実施されてきた保険料軽減特例について、制度の持続性を高めるため、世代間、世代内の負担の公平を図り負担能力に応じた負担を求める観点から見直しが行われることに伴い、本条例において所要の改正を行うものであります。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、平成29年度における所得の少ない者等に係る保険料軽減判定所得の基準を改正する必要があるため、本条例においても必要な事項を定めるものでございます。

17ページ及び18ページは、条例改正文でございます。

19ページから22ページまでは、新旧対照表でございます。

なお、施行日は本年4月1日でございます。

以上、議案第4号の説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

議長（古野 修）議案第4号について、質疑及び討論の通告はございませんので、これ

より採決をいたします。

お諮りします。本件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

議長(古野 修) 異議がありますので、起立による採決を行います。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の議員は、起立願います。

(賛成多数)

議長(古野 修) ありがとうございました。御着席ください。賛成多数です。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

- 日程第12 請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を
求める等の請願書
- 請願第2号 後期高齢者医療制度に関する請願書
- 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願書
- 請願第4号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 請願第5号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を
求める等の請願書
- 請願第6号 後期高齢者医療制度に関する請願書

議長(古野 修) 続いて、請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める等の請願書」から請願第6号「後期高齢者医療制度に関する請願書」までを議題といたします。

紹介議員に、請願の趣旨の説明を求めます。5番、中山 郁美議員。

5番(中山 郁美) 中山郁美でございます。私が紹介議員になっております請願第1号ないし第6号までの6本について、趣旨説明を行います。重なる部分もありますので、まず、福岡県社会保障推進協議会 大脇 爲常会長名で提出されております請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続を求める等の請願書」について、読み上げさせていただきます。

2017年、医療保険と介護保険の制度見直しで、高齢者を更に窮地に追い込むような連続的な負担増が計画されています。75歳以上の後期高齢者医療では、4月から低所得世帯に対する保険料の軽減措置を縮小します。医療費の自己負担に上限を設ける「高額療養費制度」は、8月から70歳以上の1,400万人の負担上限額が上がります。年収370万円未満の場合、外来の負担上限が月額2,000円上がり1万4,000円に。入院を含む負担上限も、1万3,200円増の5万7,600円になります。療養病床に入院中の65歳以上は、水光熱費である居住費が10月から1日320円が370円に。症状が重い患者も新たに1日200円の居住費負担が強いられます。

高額療養費の引き上げや75歳以上の医療保険料の軽減縮小は、18年度以降も段階的に実施し、介護保険でも「現役並み」所得者に18年8月から利用料を3割にする計

画です。40歳から64歳までの保険料は、8月から収入に応じた「総報酬割」を段階的に導入し、大企業社員と公務員の約1,300万人が負担増になる一方、国は協会けんぽへの補助約1,600億円を削減できることとなります。

年金では、国民年金の保険料が引き上げられ、4月から月額1万6,490円に、厚生年金の保険料率も9月から18.3%に引き上げられます。

相次ぐ負担増は、「貧困と格差」の是正に逆行し、政治の行き詰まりをすべて国民に押し付けるもので、矛盾は一層深まることとなります。

総務省「家計調査」からも、高齢無職世帯の消費支出は減少傾向にあり、2014年の月平均20万7,370円は2000年と比べて7,521円も減りました。可処分所得をみると、月平均は14年に14万7,761円、2000年の18万2,455円から3万4,694円も減りました。必要な消費を維持するために預貯金などの取り崩しが2万7,174円増えましたが、所得の減少分をすべて補うにはいたらず、消費が減ってきたという構図です。公的年金の水準は2000年以降、14年までに累積で3.9%も削減され、そのうえ年金からとられる社会保険料は値上がりが続いています。

福岡県社会保障推進協議会でも後期高齢者の2か月間の生活実態調査を行い、苦しい生活を実感しています。“月額11万円の年金だけでは生活できずパート収入1万7千円を稼ぎ、家賃や1,100円の後期高齢者保険料、5,600円の介護保険料を支払っている(76歳女性)”“7万円の年金で家賃と1,500円の後期高齢者保険料、7,700円の介護保険料を支払っている(81歳男性)”“13万9,000円の年金で1万3,280円の後期高齢者保険料、1万1,640円の介護保険料を支払っている(75歳男性)”いずれも市県民税非課税の世帯です。僅かな年金から保険料を天引きされ残った年金で医療費や介護利用料を支払い、食費や水光熱費などを賄っています。

福岡県では高すぎる後期高齢者保険料が払えず保険料を滞納する方は増加し、厚生労働省の広域連合別滞納被保険者数(平成26年6月の速報値)では、全国平均の1.54%に対し、福岡県は1万866人(割合1.81%)と高く全国8番目です。そして短期被保険者証の交付者2,562人(0.43%)で、全国平均0.15%を大きく上回り全国一となっています。

このような中で、保険料軽減の特例措置を2017年度(平成29年度)には廃止することに対し、承伏をする訳には参りません。この影響を受ける高齢者は865万人にも及びます。8.5割軽減を受けていた人の保険料は2倍に、9割軽減の人は3倍になります。保険料を払えない高齢者が増加し短期保険証の発行の増加とともに、医療難民が生まれます。高齢者の声を聴き、高齢者の実態を把握していただき、安心して必要な医療が受けられるように、以下の項目について請願を提出いたします。

- 1、後期高齢者医療保険料の「特例軽減措置」の継続を国に強く求めること。
- 2、後期高齢者の医療費1割負担から2割負担への引上げはしないよう、国に強く求めること。

- 3、保険料が払えない、医療費が払えない人に対する「相談窓口」を設置し、後期高齢者医療制度のお知らせにも「保険料や医療費が払えず困った方の相談窓口」設置を記載し、高齢者の手遅れ死亡などが発生しないように対策を講じること。
- 4、60億円の財政安定化基金を活用し、後期高齢者医療保険料を引き下げること。
- 5、保険料滞納者に対する福岡県の短期証の発行率は極めて高い、機械的な発行はやめること。
- 6、高齢者の健診（歯科含む）事業の拡大や必要な介護サービスにより、高齢者の生活の質向上に向け広域連合議会の役割を発揮するとともに、議会として活発な議論を進めること。以上。

というのが、第1号でございます。

続いて、福岡市社会保障推進協議会 佐藤 莞治会長名で提出されている請願第2号につきましては、請願2項目も請願主旨もほぼ同じであります。

続いて、福岡県民主医療機関連合会 橋口 俊則会長以下1名、1団体から提出されている請願第3号についてもほぼ同じであります。

続いて、福岡・佐賀民医連共同組織連絡会 大鶴 節子会長名で提出されている請願第4号については、独自に実施したアンケート結果に基づき、シングルマザーや高齢者の生活困窮の実態を示した上で、4つの請願項目が出されています。項目3、4は他のものと同様ですが、項目1、2は、後期高齢者の生活実態調査と、保険料の引下げを求めるものであります。

続いて、福岡県高齢期運動連絡会 古谷 信一代表委員名で提出されている請願第5号については、請願主旨及び請願項目の1、2、4は同様であり、3項目目は、県独自の保険料と窓口負担の軽減制度創設を求めるものであります。

最後に、全日本年金者組合福岡県本部 古谷 信一委員長名で提出されている請願第6号は、請願主旨で、年金改悪による年金生活者の生活困窮実態を示した上で、請願項目1、2は他の請願と同様であり、3項目目で、財政安定化基金の保険料引下げへの活用を求めています。高齢者の生活実態に鑑み、いずれも切実な請願であり、議員各位が請願採択に御賛同いただけますようお願い申し上げます趣旨説明といたします。ありがとうございました。

議長（古野 修）本請願に対する執行部の参考意見を求めます。福永事務局次長。

事務局次長（福永 たつ子）請願第1号から第6号に対する執行部の考え方につきまして、お手元の配付資料「請願項目に対する考え方」に沿って、簡潔に、御説明をいたします。なお、同じ内容の請願項目は、まとめて説明いたしますので、御了解をお願いいたします。

それでは、資料の1ページをお開き願います。

まず、請願第1号から第6号までについて、いずれもその趣旨は「後期高齢者医療保険料の軽減特例措置の継続を国に強く求めること」でございます。

執行部の考え方でございます。

後期高齢者医療の保険料には、「均等割額」と「所得割額」の軽減制度が本則で設けられ、国において制度発足時の激変緩和措置として平成20年度以降、本則の軽減を拡大する特例措置が実施されてきましたが、平成29年度から特例部分の見直しが行われる予定でございます。

その概要についての詳細は省略をいたしますが、参考として、平成29年度の見直し内容を表でお示ししております。特例全体は廃止せず、据置きや金額、対象者の絞り込みなど、段階的な見直しとなっているところでございます。

さて、本広域連合では全国の広域連合と共同で、「軽減特例措置の現行制度の維持。やむを得ず見直す場合は、きめ細かな激変緩和措置を講ずる」よう、国に対して強く要望して参りました。

今回、現行制度の維持は行われませんでした。が、要望していた一定の激変緩和が講じられており、本広域連合といたしましては、被保険者間の負担の公平性や、現役世代や公費により支えられている本制度の持続可能性確保の観点から、受け入れざるを得ないと考えております。

今後とも制度の円滑な運営に取り組むとともに、状況に応じて、必要な改善を行うよう国への要望等を実施して参ります。

次に、2ページをお開きください。

請願第1号、第2号、第3号、第5号および第6号「医療費の1割負担から2割負担への引上げはしないよう国に強く求める、働き掛けること」について、執行部の考え方を説明いたします。

後期高齢者医療制度における一部負担金、いわゆる窓口負担は、法に基づき、所得の区分によって現役並み所得の方は3割、それ以外の方は1割の負担となっています。

昨年来、国の社会保障審議会において窓口負担の在り方について検討中であると承知いたしております。本広域連合では、昨年11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、慎重な検討を行うよう要望しているところでございます。

続きまして、請願第1号「保険料や医療費が払えない人に対する相談窓口の設置などにより高齢者の手遅れ死亡などが発生しないよう対策を講じること」、請願第4号「県内市町村へ相談窓口を設置すること」について、執行部の考え方を説明いたします。

本広域連合は福岡県の全市町村で構成され相互に協力、連携して制度運営を行っております。各市区町村では担当窓口を設けて保険料の納付相談や医療機関への支払が困難になった場合の手続きなど、さまざまな相談に対応しております。

また、全被保険者に配布する「しおり」には、市区町村窓口の他にも「お問い合わせセンター」があることをお知らせし、ここでも被保険者の皆さまからの問い合わせなどに対応するとともに、必要に応じて市区町村窓口などにつないでおります。

今後も本広域連合と構成市町村が連携して被保険者の皆様からの相談について、適切

かつ迅速に対応できるよう努めて参ります。

次に、3ページをご覧ください。

請願第1号、第4号および第6号「財政安定化基金を活用し、保険料を引き下げる」とにつきまして、執行部の考え方を御説明いたします。

財政安定化基金は都道府県に設置され、広域連合の財政不足等に対する資金の交付や貸付けを行うことを目的にしています。また、平成22年度からは当分の間の特例として保険料増加抑制のための活用が可能ですが、県知事や国との協議において必要があると認められる場合にのみ活用が可能でございます。

第5期の保険料率改定では、第4期の保険財政剰余金を繰り入れてマイナス改定を行い、保険料を引き下げております。今後とも、保険料率改定においては被保険者数の推移や給付費の動向を十分に勘案して適切な保険料の設定に努めて参ります。

なお、参考として、第5期の改定時には19の広域連合で基金を活用していますが、いずれも料率の増加を抑制するもので、いわゆるマイナス改定、料率の引下げは行われておりません。

つづきまして、4ページをお開きください。

請願第1号および第5号「保険料滞納者に対する福岡県の短期証発行率は極めて高い。機械的な発行はやめること。全国平均並みに下げる」とにつきまして、執行部の考え方を御説明します。

短期被保険者証につきましては、滞納被保険者と接触して納付相談の機会を増やすことが重要であるとして、国から短期証の交付による対応が求められております。本広域連合といたしましては、被保険者間の負担の公平を図る上でも滞納の解消は重要と考えており、構成市町村において短期証交付と納付相談を行っているところでございます。

短期証は有効期限以外は通常の被保険者証と同様であり、受診を抑制するものではなく、また、分納誓約を履行されているなど、一定の条件に該当する方については対象者から除外しております。今後も引き続き、公平公正な制度の運用に努めて参ります。

次に、請願第1号「健診事業の拡大などにより、高齢者の生活の質向上に向けて広域連合議会の役割を発揮し議論を進めること」について、執行部の考え方を御説明します。

本広域連合は医療保険者として「第2期健康長寿医療計画」に基づき、健康診査をはじめとする各種保健事業を実施しております。実施に当たっては、専門職の任用や高齢者の心身の特性に応じた保健指導等に努めるなど、今後も被保険者の健康の保持増進を図るとともに、地域包括支援センターなどとも連携して高齢者の生活の質の向上に取り組んで参りたいと考えております。

このような事務事業の運営について、本広域連合議会で議論を進めることができるよう、全市町村による幹事会を開催して事業内容などの情報を提供し、そこから広域連合議会議員への説明等を行っております。事務局といたしましては、今後も議会における活発な議論が行われるよう努力して参ります。

次に、5ページをご覧ください。

請願第4号「後期高齢者の生活実態調査を行うこと」につきまして執行部の考え方を説明いたします。

後期高齢者医療制度は全体経費の約9割を現役世代の支援金と公費で賄い、1割を保険料で負担する仕組みとなっています。

本広域連合では、所得データや簡易申告書等により被保険者の所得を把握しております。年金収入なども反映したうえで、所得の少ない方については「均等割額」等の軽減制度があり、個々の被保険者の所得の実態に応じた保険料が賦課されていると考えております。

さらに、条例、規則に定める事由に該当する場合は、保険料などの減免や猶予ができるよう生活の実態に配慮した救済措置を設け、構成市町村の担当窓口などで対応しているところがございます。今後とも被保険者の皆様からの御相談に丁寧に対応してまいります。

最後に、請願第5号「本県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けること」につきまして執行部の考え方を説明いたします。

まず、現行制度として、保険料の「均等割額」については、7割、5割、2割の軽減制度があり、さらに特例で軽減率を上乗せする措置が実施されております。また、平成26年度以降、「均等割額」の軽減対象にかかる判定所得の基準も拡大されております。

次に、医療費の窓口負担については、入院と外来を合わせた自己負担限度額を設ける等、きめ細かく設定されております。さらに本広域連合では災害等により保険料納付や窓口負担が困難な方に対する減免や猶予制度を設けております。

これらに加えてさらに独自の制度を設けるためには、その財源を保険料や構成市町村の一般財源に求めざるを得ず、極めて困難であると考えております。

「請願項目に対する考え方」につきましては、以上でございます。

議長（古野 修）請願第1号から請願第6号までについて、これより請願ごとに採決をいたします。

お諮りします。請願第1号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（起立少数）

議長（古野 修）ありがとうございます。御着席ください。起立少数です。

よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号について採決をいたします。

お諮りします。請願第2号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。

（起立少数）

議長（古野 修）ありがとうございます。御着席ください。起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号について採決をいたします。

お諮りします。請願第3号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。
(起立少数)

議長(古野 修)ありがとうございます。御着席ください。起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号について採決をいたします。

お諮りします。請願第4号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。
(起立少数)

議長(古野 修)ありがとうございます。御着席ください。起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号について採決をいたします。

お諮りします。請願第5号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。
(起立少数)

議長(古野 修)ありがとうございます。起立少数でございます。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号について採決をいたします。

お諮りします。請願第6号について、採択することに賛成の議員は、起立願います。
(起立少数)

議長(古野 修)ありがとうございます。起立少数です。

よって、本案は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、議事日程は、すべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会において可決された各案件については、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについて、会議規則第39条の規定により、これを議長に委任願いたいと存じます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(古野 修)御異議なしと認めます。よって、本定例会において可決された案件の条項等の整理につきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

■閉会(午後3時33分)

これもちまして、平成29年第1回福岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも、お疲れ様でした。ありがとうございました。

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議長

古 野 修

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

中 山 郁 美

福岡県後期高齢者医療広域連合議会議員

春 本 武 男